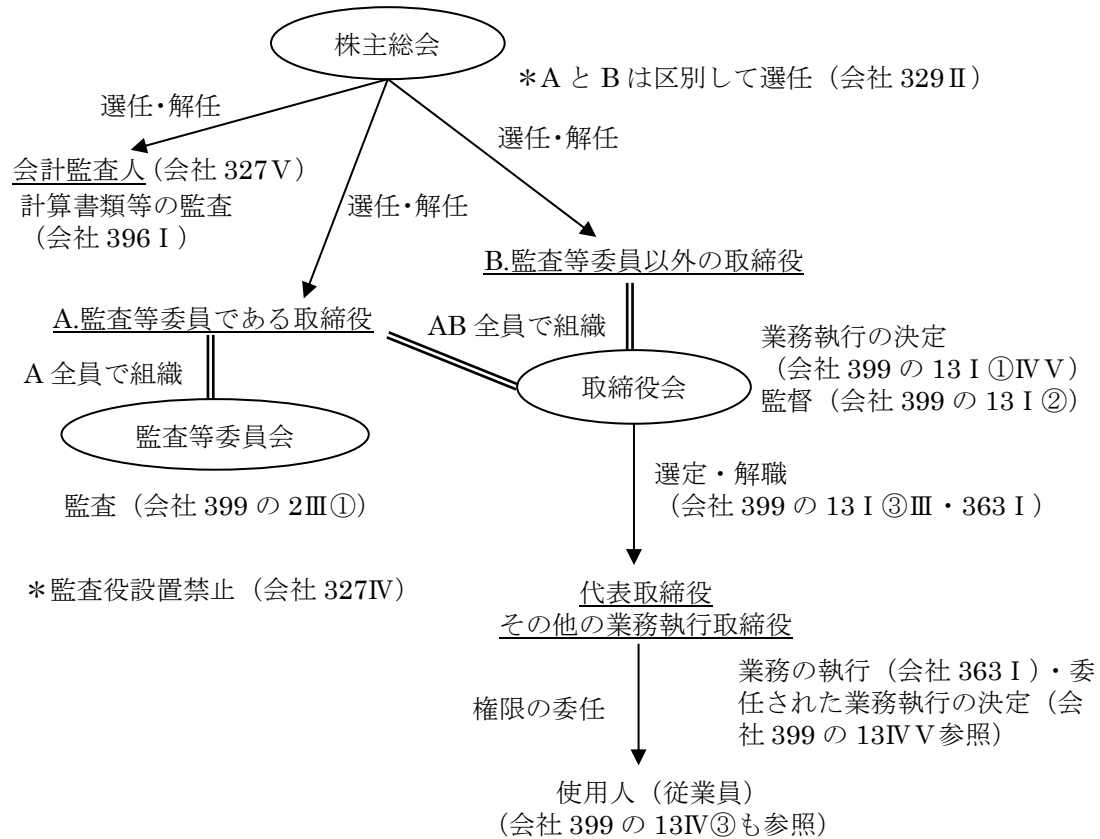


2. 経営者の規律付け(2) : 委員会型の会社、株主の議決権行使

2-1. 監査等委員会設置会社

(1) 意義 (2①の 2)



* 監査等委員会設置会社の普及 (東証上場会社の 3 割)

(2)業務執行機関

業務執行機関	代表取締役（会社 363 I ①・399 の 13Ⅲ） その他の業務執行取締役（会社 363 I ②） *監査等委員である取締役と兼任禁止（会社 331Ⅲ）
監査等委員以外の取締役の任期	1年以内（会社 332Ⅲ） （⇨委員会型以外の公開会社の取締役。会社 332 I）
業務執行の決定権限の委任	次の要件のいずれかを満たせば、重要な業務執行の決定権限を取締役に委任可能 ・取締役の過半数が社外取締役（会社 399 の 13V） ・定款の定め（会社 399 の 13VI）

(3)監査等委員会

(a)監査等委員の選任（会社 329 II・399 の 2 I II）

(b)構成と運営（会社 331VI・399 の 8～399 の 12）

(c)権限

①取締役の職務執行の監査、監査報告の作成（会社 399 の 2Ⅲ①）

+監査についての具体的な権限（会社 399 の 3～399 の 7）

*監査権限の行使——内部統制システム（会社 399 の 13 I ①ハ）

②会計監査人の選任等の議案の内容を決定（会社 399 の 2Ⅲ②）

③監査等委員以外の取締役の選任等・報酬等について意見
(会社 399 の 2Ⅲ③・342 の 2Ⅳ・361Ⅵ)

(d)独立性

兼任禁止 (会社 331Ⅲ)

任期 (会社 332Ⅳ) = 2 年かつ短縮不可

監査等委員の選任等についての意見陳述権等 (会社 342 の 2Ⅰ～Ⅲ・344 の 2)、報酬 (会社 361ⅡⅢⅤ)、費用 (会社 399 の 2Ⅳ)

(4)モニタリング・モデルと監査等委員会設置会社

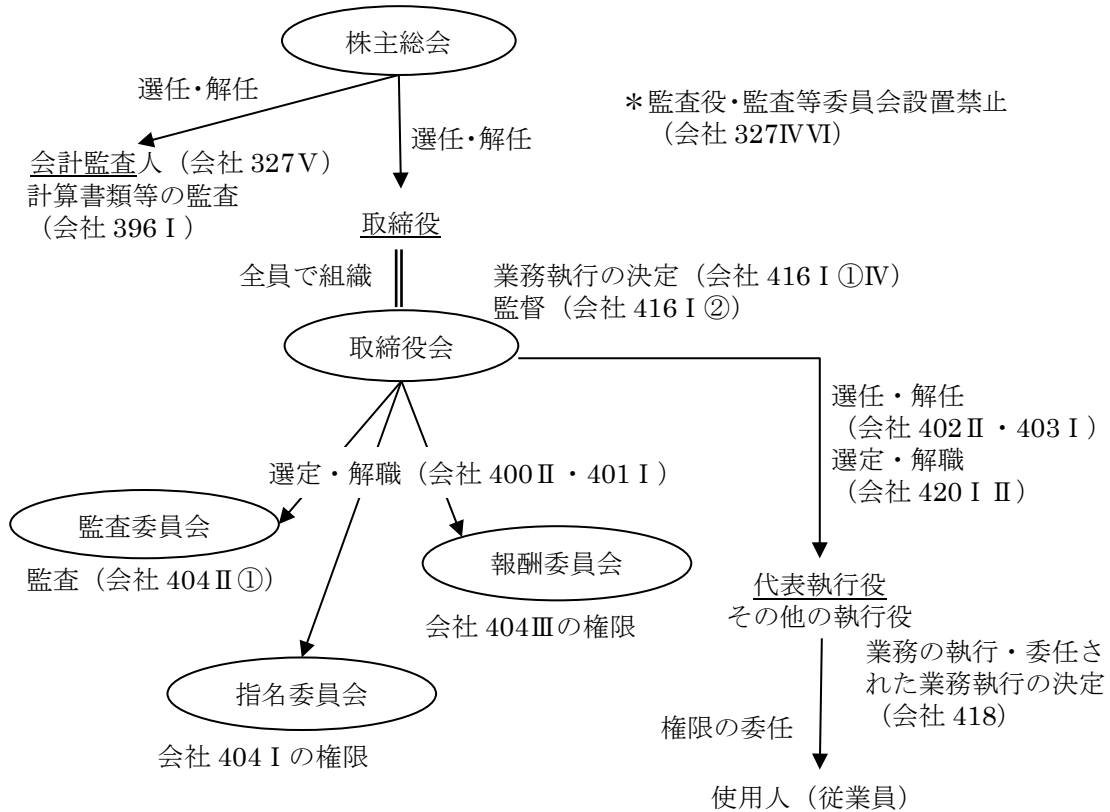
モニタリング・モデル=取締役会の主な機能は、意思決定ではなく、経営者の監督
→社外取締役が多数、経営者を評価・監督

取締役会設置会社の場合 (会社 362Ⅳ)

⇔監査等委員会設置会社の場合 (会社 399 の 13ⅤⅥ) ((2))

2-2.指名委員会等設置会社

(1)意義 (2⑫)



* 指名委員会等設置会社の普及 (東証上場会社の 2%)

(2)業務執行機関

業務執行機関	執行役 (会社 418)・代表執行役 (会社 420) * 監査委員と兼任禁止 (会社 400IV)
取締役の任期	1 年以内 (会社 332VI)
業務執行の決定権限の委任	大幅に執行役に委任可能 (会社 416IV) * 取締役会の主な職務は監督 (会社 416 I)

(3)3つの委員会

委員の選定・解職（会社 400Ⅱ・401）、構成と運営（会社 400ⅠⅢ・410～414）

(a)指名委員会

権限（会社 404Ⅰ）＝取締役選任・解任議案の内容の決定

(b)監査委員会

①執行役等の職務執行の監査、監査報告の作成（会社 404Ⅱ①）

②会計監査人の選任等の議案の内容を決定（会社 404Ⅱ②）

+監査についての具体的な権限（会社 405～408）

兼任禁止（会社 400Ⅳ）

*監査権限の行使——内部統制システム（会社 416Ⅰ①ホ）

(c)報酬委員会

権限（会社 404Ⅲ・409）＝執行役等の個人別の報酬等の内容の決定

2-3.株主の議決権行使

(1)株主の議決権行使

上場会社の株主は議決権を積極的に行使するか？——合理的無関心

(2)上場会社の株主構成 [テキスト Column4-8]

上場会社の株主の人数の 90%以上は個人株主 but 持株数でいえば…

(3)機関投資家 [テキスト Column4-10]

機関投資家＝顧客から拠出された資金を運用・管理する法人投資家
(年金基金、投資信託、保険会社、信託銀行 etc.)

